

〔論 説〕

ドゥ・ゴール時代の中東政策

—1958年～アルジェリア戦争終結前後を中心として—

木 戸 愛 子

はじめに

第四共和制政権下、1956年のスエズ戦争でフランスとイスラエルの緊密な軍事協力関係が公になる。しかし、第五共和制の初代大統領となったドゥ・ゴールの時代にフランスとイスラエルの協力関係に変化が生じる。

シャルル・ドゥ・ゴール（Charles de Gaulle）時代において、いかなる戦略、また、どのようなアラブ政策との関連性からフランスの対イスラエル政策の変化がもたらされたのか。本稿では、1958年からアルジェリア戦争が終結した1962年前後、フランスが追求した外交について、フランス政府の国際戦略、アラブ諸国との関係、イスラエル政策を中心にフランスの中東政策を検討する。これまで、アルジェリア戦争終結に向けたドゥ・ゴールの政策に関する分析は多くあるが、アルジェリア戦争終結に向けた動きが、フランス政府の国際戦略とどのような関係にあるのか、また、アルジェリア戦争終結が、その後のドゥ・ゴールの中東政策にどのような影響を与えたのかという点について言及されることは少ない。

ドゥ・ゴールが追求する外交は、対米従属関係脱却の追求を基本とし、米ソ二極構造の枠外でフランス独自の政策を展開することを重視する。米ソ二極構造に組み込まれない外交は、国際社会におけるフランスの外交余地確保を可能にする。

アルジェリア戦争の終結は、スエズ戦争以来、国交断絶状態にあったアラブ諸国との関係改善の契機を成すものと位置づけられる。フランスとアラブ諸国

の関係改善が図られる時、中東におけるフランスの外交余地も拡大する。この外交余地の拡大は、フランスが中東で展開する対イスラエル政策、対アラブ政策に影響を及ぼす。アルジェリア戦争終結により、フランス政府はアルジェリア戦争の対応に足を引っ張られることはない。それは、ドゥ・ゴールが追求する外交政策実現の手段に関する選択肢の増加をもたらす。アルジェリア戦争終結はドゥ・ゴールの外交政策実現の手段選択の幅を広げる。アルジェリア戦争終結後、中東において、フランスはイスラエルとアラブ双方と対話が可能となる。イスラエルとアラブ双方と対話が可能となった状態で追求された中東政策が、ドゥ・ゴール時代の中東政策の基礎となる。ドゥ・ゴール時代に追求された中東政策は、ドゥ・ゴール以降、今日に至るフランスの中東政策に継承された部分も少なくない。今日に繋がるフランスの中東政策の基礎を築いたドゥ・ゴール時代の中東政策を確認することは、ドゥ・ゴール以降、現代のフランスの中東政策を検討するうえで有益である。

1 中東に対する外交的基本姿勢

ドゥ・ゴールにとって、イスラエルとの関係、アラブ諸国との関係は、ドゥ・ゴールが追求する外交を中東において展開するうえで共に重要であった。イスラエルとアラブ諸国間において「均衡外交」を行う。したがって、第四共和制の下で展開されたイスラエルとの緊密な関係をドゥ・ゴールが薄めたとはいえ、イスラエルの存在が脅威にさらされた場合、フランスは、イスラエルに対して保証を与えるという姿勢に変わりはない。

中東政策を展開する場合、中東には米ソ二大国とエジプトが影響力を行使しているという現実がある。決して大国ではない中大国フランスが最大限の力を発揮できる方法は何か。それは、フランスがイスラエルとアラブ諸国間の「調停者」として役目を果たすことであった。ドゥ・ゴールは、中東の調停を目差

すことが「中東のデタント¹」に繋がると考える²。イタリア首相のアミントレ・ファンファーニ（Amintore Fanfani）との会談において、ドゥ・ゴールは、「中東の問題を東西間の問題にすることを避けねばならない」と述べる。「中東の問題を解決するとは思わないが」と、前置きしたうえで、「中東の問題における妥協点を見出すことができる」と、述べる。フランスが追求する外交における一つの目標は、米ソ二極構造の打破である。フランスは、中東を東西間対立の場から切り離すことを望む。中東で生じる問題を東西間の問題にしないことにより、フランスの外交余地を中東で見出そうとする。米ソ二極構造の打破を追求するフランスの立場を生かし、中東における「調停役」にフランスは関心を示す³。中東問題の調停を行う場合、フランスは内政に直接干渉はしない。中東における紛争回避、現状維持、平和を創出する為に、アラブ諸国とイスラエル両者のそれぞれに対する不信を取り除き、アラブ諸国とイスラエル双方と対話を行う役割をフランスは担う。中東において、フランスはアラブ諸国とイスラエルどちらか一方を重視する政策は取らない。フランスは、国際社会を米ソ二極構造に組み込まず、多極で構成される均衡の取れた国際秩序形成という世界的視野に立ち、中東政策を展開する。

アラブ諸国との関係改善は、欧州との関係、また、米ソとの関係において、

¹ *Discours et messages, [5], janvier 1966-avril 1969*, Paris plon, p.233.

² フランス政府は中東問題について、ソヴィエト、欧州も含めた関係各国と協議する必要性に言及する。中東における調停を構想することができるだろうか、と述べる。中東の問題は、アラブナショナリズムと中東に対する大国の敵対関係が主な要因であるとしている。中東における「調停」にフランスの外交余地を見出していると言える。*Documents diplomatiques français*（以下 DDF）、*1958, Tome II*, Bruxelles, Peter Lang, no. 92, p.207. *Documents diplomatiques français* は、以下 DDF とする。

³ *DDF, 1958, Tome II*, no.108, p.243. また、アラブが独立したままでいたいのか、連邦を形成したいのか、それは、アラブ自身の問題である。連邦をアラブが形成することについて、成功させるかは疑問の余地があるとしながらも、アラブが連邦を望むなら、フランスはそれを妨げないと、ドゥ・ゴールは述べる。*DDF, 1958, Tome II*, no.108, p.243. ある一方の側に直接介入することがフランスの役目ではないという認識を示す発言である。フランスはアラブ諸国自らが決定すべき問題に直接介入しない。米ソ二極構造に組み込むことにつながらなければ、フランスはアラブ諸国とイスラエルの自由な意思を尊重する。フランスは、そのような姿勢を示しながら、アラブ諸国とイスラエル双方と接近を図り、中東における外交余地の獲得を目指す。

フランスの地位確立を可能にする。アルジェリアは欧州安全保障の一部を成すとフランスは考える⁴。米ソ二極構造に対し、フランスは第三極の役割を果たす欧州の建設を目差す。欧州の安定には、欧州と地中海で繋がる北アフリカと中東の安定が不可欠である。北アフリカと中東を安定させる為、フランスにとって、アラブ諸国との関係改善は重要な外交課題である⁵。北アフリカと中東の安定の為、フランスはアラブ諸国と関係改善を行わなければならない。アラブ諸国と関係改善を行うという観点からも、フランスはアルジェリア戦争の終結を目差さなければならない。地中海を囲んで、欧州、地中海東岸に位置する中東諸国、北アフリカが一体となった安定が必要となる。ドゥ・ゴールが、対米従属関係脱却という外交を追求するうえで、最も力点を置くべき欧州建設に力を注ぐ為にも、地中海に面して欧州と繋がる北アフリカ・中東の安定は必要不可欠である⁶。

2 フランスとアメリカ・イギリスのすれ違い

(1) アメリカのレバノン上陸

1955年にはイラクとトルコの相互協力条約、国連憲章 51 条に基づいて安全保障と防衛のために協力するという規定のある「バグダード条約」が締結される⁷。この条約には、他のアラブ諸国、米英による加盟が可能な道も残す規定が

⁴ DDF, 1959, Tome II, p.282.

⁵ 「フランスは欧州とアフリカを結ぶ軸に対して最も重要な位置にいる」とポールアンリスパーク (Paule-Henri Spaak) は言及する。DDF, 1959, Tome II, no.25, p.58. アルジェリア戦争終結に対するイタリアの反応を駐イタリアのフランス大使が報告する中で、エヴィアン合意はフランスと同じように、イタリアにとって、地中海における情勢の重要な変化を意味する。特にアラブ世界と西側そして欧州との関係の新たな局面を開くと述べる。DDF, 1962, Tome I, no.126, p.419. アルジェリア戦争終結が欧州にとって重要であることを示す内容である。

⁶ 「欧州」にフランスを組み込むことを政策として追求していたフランスだが、ドイツの強い経済に対するフランスの弱い経済という構図があり、経済的な面からもドゥ・ゴールはアラブとの関係を必要としていた点を指摘する。Paul Balta (et) Claudine Rulleau, *La politique arabe de la France: de De Gaulle à Pompidou*, Paris Sindbad, 1973, p.73.

⁷ 泉淳『アイゼンハワー政権の中東政策』国際書院、2001年、105頁。

含まれていた⁸。イギリスは後にバグダード条約に加盟する。

50年代半ば、ソヴィエトは軍事援助という形で中東に進出する。1957年のアイゼンハワードクトリンにより、アメリカは中東をソヴィエトにゆだねることはしないと宣言した⁹。中東は冷戦と結びつく地域である¹⁰。エジプトは1958年、シリアと「アラブ連合共和国」の形成を宣言する。また、レバノンではイスラム教徒によるナセル主義（汎アラブ民族統合、積極的中立主義¹¹を掲げた）の支持が拡大し、キリスト教徒であったカミール・シャムーン（Camille Chamoun）大統領とレバノンのキリスト教徒は動揺する。シャムーン大統領は任期終了が近づいていたが、大統領の地位に留まろうとした。しかし、このようなシャムーン大統領に対する反対の動きが、レバノンにおける様々な部族、宗派グループの間で強まる。1958年7月14日、イラクでは将校がハシム王政を打倒し、バグダード条約の破棄を通告するに至る。中東は不安定な様相を呈していた。このような状況において、米英によるレバノンとヨルダン介入が決定される。

1958年7月15日、国連安全保障理事会において、アメリカの国連代表団は、レバノン在住のアメリカ人の保護、また、「レバノン政府が主権の保護、領土保全の為に闘い続ける」ことを可能にするという目的で、アメリカ軍をレバノンに上陸させたことを宣言した¹²。フランスは、安全保障理事会で示されたレバノン上陸に関するアメリカの発表を承認する。フランスのクーヴ・ドゥ・ミュルヴィル（Couve de Murville）外相はアメリカ政府によるアメリカ軍のレバノン上陸に関し、「フランス政府は何よりも、レバノンの独立の維持について心配

⁸ 同書105頁。

⁹ Maurice Vaïsse, *La grandeur, politique étrangère du général de Gaulle 1958-1969*, Paris, Fayard, 1998, pp.615-616.

¹⁰ 1963年6月17日、クーヴ・ドゥ・ミュルヴィル（Couve de Murville）外相とイスラエルの防衛副大臣シモン・ペレス（Shimon Peres）は会談を行う。この会談において、仏外相は、ソヴィエトがアラブ諸国を公然と支持しているゆえに、冷戦の動向はイスラエルにかかっていると述べる。また、「この冷戦を中立化しなければならない」との見解を示す。DDF, 1963, Tome I, no.212, p.630.

¹¹ 藤村信『中東現代史』岩波書店、2001年、38～39頁。

¹² DDF, 1958, Tome II, no.38. p.76. 註(3)を参照。

する。シャムーン大統領の呼びかけに応じる為にアメリカが介入を行うという決定をフランス政府が確認したのは、その意図においてである」と述べる¹³。フランスは、レバノン在住のアメリカ人の保護、レバノンの独立維持の保証という点においてのみ、アメリカのレバノンに対するイニシアティブを認める。レバノンの独立維持という目的に対し、アメリカによるレバノン介入が効果を持つことを望む¹⁴。また、「フランスは介入を計画することはしない。レバノン危機の解決はレバノン自身にあり、西側の行動は、もっぱら〔レバノン自身による〕（〔 〕内は筆者）解決を可能にすることを目差すべきである」と言う。これは、中東における「介入者」ではなく、「調停者」としての役割にこそフランスの存在意義があると考え、フランス政府の立場を示すものである。レバノンへの介入に関して、ドゥ・ゴールは、前述のイタリアのアミントレ・ファンファーニ首相との会談の中で、「我々はアメリカのレバノン上陸を非難しなかった。しかし、我々は我々自身がレバノンに上陸することを望まなかった。我々の考えでは、レバノン人の解決を見出したほうが好ましい。我々は自由な決定権（les main libres）と、自由な精神を守ることを望んだ」と述べる。フランスは、アメリカによるレバノン介入は認めるが、その介入は、主権国家としてのレバノンの自由な決定権を奪うものであってはならない。物事の決定権はレバノン自身が保持する。アメリカのレバノン介入は、レバノン自身が自国の決定を自由に行うことができるよう情勢を安定化させ、保証する限りにおいて、認められるというものがフランスの立場である。フランスは介入を行わないという姿勢を示す。そして、当事国の「自由な決定権」を保証することが重要であると強調する。当事国、レバノンの「自由な決定権」の保証を重視する点は、米ソ二極構造の影響を、レバノンに波及させる余地を与えないというフ

¹³ DDF, 1958, Tome II, no. 57, p.113. また、クーヴ・ドゥ・ミュルヴィル外相は、「ペイルートにおけるフランス海軍のプレゼンスについて、万一の場合、レバノン在住のフランス人の保護を保証する必要性に応じるもの」と述べている。

¹⁴ クーヴ・ドゥ・ミュルヴィルは、アメリカによるレバノン介入が「精神の鎮静、治安回復、合憲的機関が規則に則り機能することに不可欠な環境を作り出すことを望む」という見解を示す。DDF, 1958, Tome II, no.38, p.76.

ランスの考えを示すものと言える。フランスは、米ソ二極構造打破、そして、対米従属関係脱却という外交目標に基づき、中東において、「調停者」の役割をフランスが果たすことを考える。

アメリカがレバノンのベイルートに上陸したのは 1958 年 7 月であったが、ドゥ・ゴールが政権に復帰する前、フランス政府はアメリカ側に 1950 年の三国宣言¹⁵によって負う義務を米英との合意において、レバノンに対して実行する意思があることを伝えている¹⁶。駐米代理大使は、当時、外相であったルネ・プレヴァン (René Pleven) に、レバノン軍事介入に対するアメリカの立場を伝える。アメリカの姿勢は次のようなものであった¹⁷。シャムーン大統領の要求は、外国の軍隊の介入に関する正式な要請ではなく、レバノン領土への介入の為、今から準備することを三大国に単に要求するものであるという見解を示す。シャムーン大統領によるレバノン介入の要請は、正式なものではないとアメリカ政府がフランス側に伝えている点が重要である。早い段階から、アメリカは米英仏でレバノンに介入する意図は持っていなかったと考えられる。介入に伴う反発を考えた場合、レバノンにおける西側三大国の軍事介入は深刻な問題を引き起こし、大変危険であるとアメリカは考える。特にアラブ連合共和国の指導者の反発を挙げる。米英仏のレバノン介入は、シャムーン大統領が守ろうとする西側に好意的な体制であるレバノンを危うくするというのが、アメリカ政府の考えであった。また、レバノンへのフランス軍の介入は、フランスの北アフリカ政策に反対するアラブ世界の動揺を引き起こすという意見も示す。

ドゥ・ゴールの政権復帰前のフランス政府は三国宣言を適用し、米英と共に対等な立場で協議し、レバノンに介入する意思を持っていたことがわかる。しかし、アメリカは、ドゥ・ゴールの政権復帰前から、既にフランスによるレバ

¹⁵ 1950 年の三国宣言は、米英仏は侵略を行うことのない中東の国家に武器を供給するものとし、万が一国境や休戦ラインの侵略を行った場合、国連の枠組みあるいは国連枠組み外で措置を講ずるという内容となっている。泉、前掲書、31 頁。

¹⁶ *DDF, 1958, Tome I*, no.321, p.605.

¹⁷ *Ibid.*, pp.605-606.

ノンの介入は好ましくないという立場である¹⁸。また、アメリカ政府は、レバノンの要請としての外国介入をシャムーン大統領が国連のもとで要求することに執着する¹⁹。

駐レバノン大使ルイ・ロッシェ (Louis Roché) からフランス外相に、シャムーン大統領はイギリスの駐レバノン代理大使、アメリカの駐レバノン大使と面会しており、ルイ・ロッシェにも米英仏三大国によるレバノン介入の要請を表明したことを報告している²⁰。しかし、ルイ・ロッシェの報告によると、アメリカの駐レバノン大使、イギリスの駐レバノン代理大使とも、レバノン介入に関して、フランスは未だ両国と検討することができていないとしている。フランス政府は、レバノン介入に対する協議を米英と行わなければならないと考えている。

駐レバノン大使ルイ・ロッシェの報告を受け、フランス政府はフランスの立場をシャムーン大統領に伝える²¹。フランス政府は、7月15日からペイルートに軍隊を派遣するアメリカの決定を確認し、国連安全保障理事会において、レバノンのアメリカ人保護、レバノンの主権保護、領土保全を目的としたレバノン介入に対するアメリカのイニシアティヴについて知らされた時、そのような目的におけるレバノンの介入を承認した。シャムーン大統領より介入の要請があったが、前述したようにフランス政府は介入という方法が望ましいとは思わなかったと説明する。しかし、介入しないことが、フランス政府がレバノンの状況、レバノンの独立に無関心であることやフランスがレバノンに向ける関心がアメリカよりも低いということは意味しないということも伝える。フランスは一方で、万が一の場合、在外自国民の保護を保証する義務があるように、レ

¹⁸ アメリカ側は、フランスのレバノン介入に対して思いとどませるような内容を伝える一方、フランスの介入が必要であれば、それに反対するというを意味するものではないと矛盾した曖昧な説明を行う。Ibid.,p.606.

¹⁹ Ibid.,p.606.

²⁰ *DDF, 1958, Tome II* no.33, p.66. 駐レバノン大使ルイ・ロッシェ (Louis Roché) は、介入を決定する前にイラクのバグダッドで起こっていることについてより多くの情報を得るべきと指摘したが、シャムーン大統領は聞こうとせず、3 大国の介入を要請したという。Ibid.,p.67.

²¹ *DDF, 1958, Tome II*, no.38, p.76.

バノンにおけるフランスの「道徳的、物質的利益の保護」に留意しなければならないという見解を示す。フランスは東地中海に軽装の海軍を派遣しているが、この海軍はレバノン沿岸のすぐ近くに常に存在するという。フランス政府は折をみてフランス海軍にベイルートの停泊地、港に入り、また、必要があれば在外自国民、フランスの道徳的、物質的利益保護のようなフランスに割り当てられた任務の為に、上陸させる軍隊を派遣することを命令する、とした。

あくまでも、フランスはレバノンの独立維持の為、アメリカによるレバノン介入を認めるが、フランスの「道徳的、物質的利益の保護」を目的として、フランスが上陸する可能性にも言及する。レバノン独立維持の為、イニシアティブをとるのはアメリカであるが、レバノンにおいてフランスの「道徳的、物質的利益」の存在を示し、レバノンに対する強い関心をフランスが持つことを明示することにより、レバノンに対するフランスの影響力はアメリカによるレバノン上陸後も存続し、フランスの影響力をレバノンにおいて確保し続けなければならないというフランス政府の姿勢をアメリカのレバノン介入に関するシャムーン大統領へのフランスの説明から確認することができる。

アメリカによるレバノンの介入を、レバノンの独立維持という目的においてフランス政府は承認したが、アメリカのレバノン介入に対する「決定」過程においてフランス政府は米英に対し、大変大きな懸念を示すこととなる²²。7月17日のクーヴ・ドゥ・ミュルヴィル外相の報告によると、フランス政府はアメリカのレバノン介入とヨルダンへのイギリスの介入の決定を入念に調べたという。まず、レバノン介入の要請はレバノン政府より仏英米に行われたことを確認する²³。前述したように、ドゥ・ゴールの政権復帰前、アメリカ政府はシャムーン大統領によるレバノン介入の要請を正式なものではないという見解を示していただけに、ここで、フランスも米英と共にレバノン政府から介入を要請されたのだとフランス政府が確認している点は重要である。そして、国連安全

²² レバノン介入に対する米英の決定過程に対する懸念は、*DDF, 1958, Tome II*, no.47, pp.89-91。クーヴ・ドゥ・ミュルヴィルの報告に示されている。

²³ 報告書によると、ヨルダンの軍事介入要請はヨルダン政府より英米に行われるだろうとしている。*DDF, 1958, Tome II*, no.47, p.90。

保障理事会内でフランス政府は、レバノンにおけるアメリカ人の保護、レバノンの主権保護、領土保全を目的としたアメリカによるレバノン介入に承認を与えたことに言及する。イギリスの決定については、レバノン介入の問題が国連安保理で提起されれば承認する、としている。「しかし、米英による決定に関して極めて遺憾であるという感想と懸念を隠すことができない」、と憤りを示す。「フランスは中東に特に関係する三大国のうちの一国である」為、「中東情勢は西側の全体の利益と切り離すことができない三大国の利益に関わる」と主張する。そして、西側世界による「主要な利益」に関する政策を協議する必要性を述べる。中東は、「西側と東側の利益が衝突する地域」であり、中東における行動が、ソヴィエトに与える影響も懸念する。「北大西洋条約機構 (NATO) によって定められた活動領域が、いかなる形でも中東を含んでいないからといって、NATO が中東の関係国であるということを妨げるものでは全くない」という見解を示し、仏米英は中東地域に直接的な関係を持っている為、フランスを含め、仏米英の「三大国」で協議を行い、共同で決定を行う必要性を訴える。レバノン介入の決定過程において、フランスが米英の協議から外された事実を憤りを示す報告内容である。フランスは、米英と対等な立場で、国際的責任を担い、国際的な地位を確保したいと考えていた。

さらに、米英軍の兵站業務に関し、米英軍によるフランス領土内の基地や通信の使用、フランス上空の飛行は、結果として、米英の行動にフランスを巻き込むことになるという見解を示す²⁴。その為、米英による行動が他国に広がれば、その影響はフランスにも及ぶ、と指摘する。このような理由によって、仏米英「三カ国政府に存在する関係や同盟の原理にも合致しない状況に対して、イギリス政府やアメリカ政府のより真剣な注意を引くことはフランスの権利であり、フランスの責務である」とした。フランスの外交政策において、国際社会における地位の確保を追求する時、フランスが世界の問題に対して米英二大国と共に決定に加わることができない状況は、フランスが目差す外交目標の実

²⁴ Ibid.,p.91.

現にとって問題である。現実にフランスが直接的関係を持つと考える中東、中でも以前の委任統治国であったレバノンに関連する政策決定に参加できなかったという事実は、フランスにとって、当然、受け入れがたいものであった。アメリカによるレバノン介入、イギリスによるヨルダン介入の決定過程において米英と対等な立場で協議することができなかったという出来事²⁵により、国際社会における地位を確保する為、フランスは米英と対等な国家であることを、より積極的に訴えていかなければならない。

(2) ドゥ・ゴールのメモランダム²⁶

ドゥ・ゴールは、1958年9月17日付で、アメリカのドワイト・ディヴィッド・アイゼンハワー（Dwight David Eisenhower）大統領にメモランダムを送付する。メモランダムでは、北大西洋の安全保障に限定されるNATOは、現実の政策や戦略に対応していないことを指摘する。また、中東、アフリカで生じる出来事は、直ちに欧州に影響を与えるという考えを示す。フランスの責任はアフリカ、インド洋、太平洋に及び、世界の安全保障に関する政策的問題は共同で指揮すべきであり、特に核の使用に関して、戦略的行動計画の実施を確立しなければならないと訴える。しかし、ドゥ・ゴールが呼びかける仏英米による共同指揮は認められない。フランスにとって、フランス、欧州の安全保障と地中海で繋がる中東、アフリカ地域の安全、安定の確保は重要な外交課題である。また、米ソ二極構造打破、対米従属関係脱却というフランスの外交目標を考えるならば、世界的視野に立った国際的な責任をフランスは米ソ二極構造の枠外で自立した状態で果たさなければならない。国際的な責任を担う為には、国際的問題に対する決定における発言権、行動の自由が確保されなければならない。

²⁵ Jacques Frémeaux, *La France et l'Islam depuis 1789*, Paris, Presses universitaires de France, p.232. において、地中海東沿岸諸国（Levant）に対するアンソロサクソンの介入はフランスのあらゆる影響力を排除する米英の意志の新たな且つ残念な証拠であるという指摘がなされている。

²⁶ *Lettres, notes et carnets, [8], Juin 1958-décembre 1960*, Paris, Plon, pp.82-84.

1959年、フランスは地中海からのフランス艦隊撤退を決定する。地中海からのフランス艦隊撤退は、NATOの戦略とフランスの世界戦略の間のずれを理由とする。フランスは国際社会において、中東やアフリカに及ぶ国際的責務を果たすことを追求する。中東やアフリカがNATOの活動領域ではないとするならば、中東やアフリカはフランス、そして欧州に直接的な影響を与える地域であるがゆえに、フランスが国際的責務を担わなければならないということになる。フランスが国際的責務を遂行する為、これらの地域で活動を展開できる艦隊を必要とする、というのが、地中海からのフランス艦隊撤退の理由である²⁷。ドゥ・ゴールは、フランス艦隊の撤退は、地中海における同盟の「共同の戦い」に、フランスが参画しないということの意味しないとする。地中海からのフランス艦隊撤退は「同盟を弱めるものではない。各々が責務を担う協力形態の下で大国が団結するからこそ、同盟は強くなる」とする。「各々が責任を担う」というドゥ・ゴールの発言は、フランスはフランス固有の戦略に基づき、米英と対等に国際的責任を果たし得る能力を持ち、国際社会におけるフランスの存在意義を米英に訴えるものということができる。これは、対米従属関係脱却を追求するフランスの外交目標の実現に結びつく訴えである。フランスはアメリカに追随することなく、アメリカから自立した政策を追求するという意思を、「各々が責任を担う」という言葉で表明したということができる。

フランス政府は、アメリカのレバノン介入の決定過程において、米英と対等な立場で協議を行い、共同で国際問題に対処することが困難であるとの認識を深める。米英と対等な立場で国際問題に共同で対処することができないということは、国際社会におけるフランスの影響力低下に対する懸念を大きくするものである。フランスはアメリカに従属することなく、フランス、欧州に直接的な影響を及ぼす中東、アフリカに対し、米英に頼らない固有の外交戦略を用い、

²⁷ *Discours et messages [3], mai 1958-juillet 1962*, pp.92-93. 北大西洋条約機構 (NATO) が想定する活動領域は南地中海に及ばず、中東、アフリカ、マダガスカル、紅海などは NATO の活動領域になっていない。必要があれば、これらの国においてフランスが行動する義務を負うことになる。それゆえ、フランスは NATO とは別に行動しなければならない、とドゥ・ゴールは述べている。

国際的責任を果たさなければならない。国際的な責任を果たす為、フランスはアメリカから自立した状態でフランスの外交を展開することを目差す。対米従属関係脱却という外交目標の実現に向け、政策を展開し、国際的責務を遂行することが国際社会におけるフランスの地位確保に重要となる。

中東やアフリカで、フランスが国際的責務を果たす為には、中東、アフリカにおける外交の余地を獲得しなければならない。その外交余地獲得には、まず、アルジェリア戦争を終結させなければならなかった。

3 アラブ諸国との関係改善

(1) アルジェリア戦争

1958年5月13日、フランスの海外県という法的位置づけにあったアルジェリアにおいて、フランスの極右組織の主導により、学生を主体としてアルジェリア政庁の占拠が行われる。軍も反乱に加わり、フランス本国に対する反乱が起きる。第四共和制下の政権は、アルジェリア問題について解決の糸口をつかめない状態であった。フランスの軍やアルジェリアの人々を統制する能力が無いことが明らかであった。そのような中、「フランスのアルジェリア」維持を望む勢力から支持されたドゥ・ゴールは、政権を担う用意があることを発表し、1958年6月1日、内閣を組織し、政権に復帰する。「フランスのアルジェリア」維持を望む勢力に支持されたドゥ・ゴールであったが、強硬なアルジェリア維持派は内閣から外されていた²⁸。その後、1962年3月18日にフランスと民族解放戦線（FLN）の間でエヴィアン協定が調印される。アルジェリアは1962年7月1日に正式に独立を宣言する。

ドゥ・ゴールは「アルジェリア戦争は体全体を腐敗させるフランスの足におけるとげである」であり、「世界、特に欧州におけるフランスの地位を獲得する

²⁸ 櫻井陽二、『フランス政治体制論—政治文化とゴーズム』、芦書房、1985年、190～191頁。

ことを妨げる²⁹」と述べる。米ソ二極構造打破、対米従属関係脱却を追求し、国際社会におけるフランスの地位確保を目差すというドゥ・ゴールの外交目標を実現させる為、アルジェリア戦争を終わらせる必要性があった。

ドゥ・ゴールが追求する外交目標である対米従属関係脱却を図る手段として、欧州建設は重要である。欧州建設にとってアルジェリア戦争の負担は大きかった。中東における外交余地の獲得の為、アラブ諸国との関係正常化も必要である。アルジェリア問題を解決することは、「欧州」「北アフリカ」「中東」三地域におけるフランスの外交余地を拡大することに繋がる。

1961年8月23日、ドゥ・ゴールはアルジェリア戦争について、「悩みの箱 (La boîte à chagrin)³⁰」と形容する。そして、この「悩みの箱」を取り除かなければならないとする。アルジェリア戦争は外国に関する全ての計画にあらゆる種の困難をもたらしており、アルジェリア紛争が終了したら、あらゆる力と資源を世界の問題につき込むことができるという見解を示す³¹。

アルジェリアは北大西洋条約第6条が適用されてしかるべき地域であると、フランス政府は考えていた³²。したがって、同盟国はフランスの政策を全面的に支援しなければならないと考える³³。しかし、アルジェリアにおけるフランスの戦いはソヴィエト圏の勢力圏拡大に対する戦闘であるというフランスの見解は米英には意味をなさなかった。アルジェリア戦争がソヴィエトの圧力に対する戦いであるというフランス政府の考えを示すものはいくつか確認できる。外務省高官であったルイ・ジョックス (Louis Joxe) とアメリカの防衛補佐官の

²⁹ Institut Charles de Gaulle, *De Gaulle en son siècle; Liberté et dignité des peuples*, Paris, Plon, 1992, p.120.

³⁰ Colloque de l'Institut l'histoire du temps présent : sous la direction de Jean-Pierre Rioux, *La guerre d'Algérie et les Français*, Paris, Fayard, 1990, p.369.

³¹ Ibid., p.370.

³² Ibid., p.370. 「国連憲章に基づく自衛権」を規定した北大西洋条約第5条の規定では、締約国に対する武力攻撃が第5条適用要件である。武力攻撃の対象を定めた第6条において、「フランス領アルジェリア諸県」も含まれている。小田滋、石本泰雄『解説条約集 (第10版)』三省堂、2003年、692頁。

³³ Jean-Pierre Rioux *La guerre d'Algérie et les Français*, p.377.

会談の中³⁴、アラン・ジョックスは、「アルジェリアにおける戦いは世界的な戦略の懸念との関係によって評価されるべき」であり、「アラブ諸国、アフリカに対するソヴィエトの圧力は明らかである」と述べる。また、別のところでは、アルジェリアにおいて、フランスのプレゼンスを維持することは、「フランスの威光の最も重要なもののうちの局面の一つ」を形成するとフランス政府は指摘する。その局面のうち「外交政策の視点において、フランスとアルジェリア間の関係の維持は第三世界におけるソヴィエトの影響力の浸透に対する西側防衛の形の一つ」となることを説明する。アルジェリア戦争をソヴィエトの影響力拡大に対する戦いであると位置づけるフランス政府の見解が示される³⁵。アルジェリアは北大西洋条約が適用される地域であることを示すことにより、アルジェリア戦争を解決するのはフランスであるが、同時にフランスがイニシアティブを握りながらも米英の協力も得たいというフランスの考えを確認することができる。

しかし、そのようなフランスの思惑に対し、米英は、フランスがアルジェリアで持ちこたえようとする執拗さが、逆に共産主義の到来の下地を示すとさえ考え、さらに、第三世界の国家から植民地主義を支援すると見られることを嫌い、アルジェリア戦争に必要な以上に関わることを好まなかった³⁶。アルジェリア戦争について、米英の協力が得られる見込みがないことをフランスは認識する。米ソ二極構造打破、対米従属関係脱却という外交目標に基づく政策を追求し、米英からフランスは自立して国際的責務を担うことを目差す。そして、アルジェリア問題解決に取り組む。「フランスの責任が特別に重要な地理的範囲である2つのゾーン、西ヨーロッパとアフリカの橋渡しにアルジェリアの防衛は必要不可欠である³⁷」というフランス政府の姿勢が示される。フランスにとってアルジェリア戦争終結は、アラブ諸国との関係改善によってもたらされる中東における外交余地拡大だけではなく、「欧州」とアフリカにおける橋わたし役

³⁴ DDF, 1959, Tome II, no.103, pp.264-265.

³⁵ DDF, 1963, Tome I, no.161, p.480.

³⁶ Jean-Pierre Rioux *La guerre d'Algérie et les Français*, p.377.

³⁷ DDF, 1959, Tome II, no.103, p.265.

としてのフランスの役割を円滑に機能させる要素となる。アルジェリア戦争の終結は、フランスが国際的責務を担うべき地域として考える、欧州、北アフリカ、中東におけるフランスの地位確保を促進する。

(2) アラブ諸国との関係

スエズ危機以降、エジプト、シリア、サウジアラビア、イラクはフランスとの外交関係を絶った。アルジェリア問題はアラブ諸国との外交関係再構築の障害であった。1962年4月2日付フランス政府の報告書によると、中東では、アルジェリア問題の解決は、フランスとの正常な関係に戻る「合図³⁸」と認められているという。

フランスは、欧州、中東、北アフリカにおける外交余地を拡大させる為、アラブ諸国との関係改善を望む。しかし、アラブ諸国との関係改善について、フランスは緊急性をもって、より主体的に取り組む姿勢を見せたわけではなかった。フランスはアラブ諸国とイスラエルの間で均衡外交を行い、中東における外交余地拡大を目差すが、アラブ諸国との関係改善に対し、フランスがイニシアティブをとることに積極的ではなかった。例えば、前述の1962年4月2日付報告書において、アラブ諸国にとって、アングロサクソンの道具として映る国家にフランスとの関係改善の優先権を与えるということは利益にならないといった見解が示される³⁹。そのような国家として、報告書では、ヨルダンを挙げている。あくまでも、米ソ二極構造打破、対米従属関係脱却追求というドゥ・ゴールが目差す外交路線に基づいてフランスのアラブ政策が展開される。

エジプトは「アラブ世界の鍵⁴⁰」であり、まず、最初に関係を改善しなければならない国家であったが、ナセルの影響力は低下し、以前と状況が異なる。フランスはエジプトとの関係改善に慎重な姿勢を見せる。フランスとアラブ諸国の関係改善のイニシアティブはアラブ側に任せる、というものがフランス政

³⁸ DDF, 1962, Tome I, pp.377-378. シリアはアルジェリア戦争終結後のフランスとの関係改善に関する望みを何ヶ月も前から表明していた。

³⁹ Ibid., p.378.

⁴⁰ Ibid., p.378.

府の考えであった⁴¹。

ナセルは、アルジェリア問題が解決次第、フランスとの緊密な関係を望んでいた⁴²。フランスとエジプト関係について、フランスは両国の商業、文化、技術協力を発展させていくことを考える⁴³。1963年4月22日付のフランス政府から駐エジプト代理大使に向けて、エジプトの当局者と初めて会談するにあたり、示された指示⁴⁴に「アラブの一体の憧れ」、「多様な国家間の組織的関係の確立を」フランスが好意的でない姿勢や、フランスが「あるタイプのレジーム (régime) を奨励したい」という考えにおいて、エジプトの当局者を確認するべきではないとしている。そのような問題は「アラブ諸国自身に関する問題」であるというのがフランス政府の立場である。フランスは、あくまで中東において、アラブ諸国とイスラエルの間の「調停者」であり、中東が米ソ二極構造に組み込まれない状態で国際社会における安定した秩序形成の部分となるよう、中東の不安定化を回避することを目差す。中東の不安定化回避の為、フランスは米ソ二極構造の枠外において、公正な立場でイスラエルとアラブ諸国両者と対話を行い、中東における外交余地の拡大を図る。フランスにとって重要なことは、中東を米ソ二極構造に組み込まず、中東におけるフランス自らの外交余地を拡大することである。アラブ諸国内部の問題に関与した場合、アラブ諸国

⁴¹ フランスとイスラエルの関係改善のイニシアティブはアラブ側に任せるという理由は、「威厳」という点だけでなく、フランスの利益と合致し、いかなる危険も示さない点にあるという。さらに、フランスが多様なアラブ国家と関係をどのような順番で再構築するのが適当か知る問題をうまく回避する為とする。現在のアラブ世界の分裂した状態は、全てのアラブ国家と同時に関係樹立を行うことは難しいという見解を示す。Ibid., p.379.

⁴² *DDF, 1962, Tome I*, no.56, p.171.

⁴³ *DDF, 1963, Tome I*, no.142, pp.418-419. スエズ運河会社の株主の賠償の問題は解決する。しかし、フランスとエジプト間に問題が多くあった。エジプトのカイロにあるアルジェリア共和国臨時政府 (GPRA) の存在 (1958年9月19日に設立が宣言される) は、フランスとエジプト間にある問題の一つである。カイロのGPRAの存在はフランスとエジプトの関係改善を困難にする。1961年11月25日にはフランスの役人がスパイの容疑でエジプトで逮捕されるという事件も起こった。しかし、エヴィアン合意後、4月7日、スパイ容疑を受けた全てのフランス役人が釈放された。また、エジプト国内のフランス財産の接收が解除された。Maurice Vaïsse, *La grandeur, politique étrangère du général de Gaulle 1958-1969*, Paris, Fayard, 1998, pp.628-629.

⁴⁴ *DDF, 1963, Tome I*, no.142, p.420.

の問題の対応にフランスは拘束されるであろう。アラブ諸国の体制の問題などアラブ諸国の問題と深く関与するこのような状態は、フランスが中東の戦略を考えるうえで、アラブ諸国のみを重視するという姿勢の現れではないかという懸念をイスラエルに与える。イスラエルとの対話余地を狭めることをフランスは行わない。

石油資源の調達に関する問題もアラブ諸国接近の重要な理由である⁴⁵。アルジェリア独立により、フランスが必要な石油資源を失う危険があったという。

1962年9月10日ヨルダン、サウジアラビア、シリアと国交回復を行う。1963年1月18日にイラク、4月4日にエジプトと国交回復となる⁴⁶。エヴィアン合意後、フランスはアラブ諸国と経済・技術・文化的協力を深める。イスラエルとの過度に偏った関係維持の政策を修正し、アラブ諸国とも関係改善を行い、イスラエルとアラブに対して均衡した外交政策を追求する。イスラエルとフランスの友好関係が第四共和制下に比べ、薄まっていたが、フランスとイスラエルの友好関係について、エジプトの大統領評議会のメンバーであったアンワル・エル・サダト (Anouar el-Sadate) 人民議会議長は懸念を表明する。それに対しフランスは「イスラエルと良好な関係を築いているが、我々の精神において、その関係はアラブ諸国に対して向けられるものではない」、フランスは「全ての中東の国家と良好な関係を得たい⁴⁷」と回答している。

フランスはアルジェリア戦争終結により、アラブ諸国との関係改善を追求したことに間違いはないが、アラブ諸国に過度に擦り寄ったわけではない。ドゥ・ゴールは中東の平和の維持に執着するところの重要性を強調する⁴⁸。「フランスはイスラエル国家を建設しなかったが」、「現実のものとして状況を受け入れた」と述べる。また、フランスは「どこで、侵略が起ころうとも、あらゆる侵略に対して、敵対する」という見解を示し、イスラエルの安全を保証することを明

⁴⁵ Maurice Vaïsse, *La grandeur, politique étrangère du général de Gaulle 1958-1969*, Paris, Fayard, 1998, p.629.

⁴⁶ Ibid., p.630.

⁴⁷ *DDF, 1963, Tome II*, no.144, p.400.

⁴⁸ *DDF, 1965, Tome II*, no.209, p.481.

確にする。また、ドゥ・ゴールは、アラブ諸国の連合（l'union des pays arabes）に反対しないが、アラブ諸国の連合が一つの国家建設に行き着くべきではないと考える⁴⁹。ドゥ・ゴールは、アラブ諸国の勢力拡大は阻止しなければならないという考えであった。アラブ諸国が一つの国家となった場合、軍事的、経済的援助をアラブ諸国に対して行うソヴィエトの中東における影響力が拡大する。中東は米ソ二極構造に組み込まれ、中東におけるフランスの外交余地喪失に繋がる恐れがある。ドゥ・ゴールはアラブ諸国がアラブ連盟（la Ligue arabe）において協議し、米ソブロック間で非同盟政策を実践することに反対しない。これは、外交目標である米ソ二極構造打破、対米従属関係脱却を追求する手段としてアラブ諸国を位置づけるドゥ・ゴールの考えを示すものである。

4 フランスとイスラエルの新たな関係

（1）イスラエルの安全に対する保証

アルジェリア戦争終結により、フランスとアラブ諸国の関係改善が行われる。ドゥ・ゴール時代、フランスとイスラエルの関係も見直される。フランスはアラブ諸国とイスラエルに対して、どちらか一方との関係を重視するのではなく、双方に対して均衡の取れた関係を追求する政策に転換する。フランスとイスラエルの緊密な関係を終えたフランスとイスラエルの新たな関係について確認する。

ドゥ・ゴールは、「新たな移住者たちによる人口の倍増の為、イスラエルが導いた行動は、イスラエルが獲得した領土は不十分であるということ、また、領土拡大の為に、生じるあらゆる機会を利用することを考えさせる。それゆえ、第五共和制はイスラエルとの特別な関係から抜け出し、中東におけるデタントを促進するよう専念した⁵⁰」と、領土拡張を図るイスラエルに言及し、第四共和制下で行われたフランスのイスラエル政策の修正理由を述べる。中東において、フランスが役割を果たす為に追求された外交が「中東のデタント」を進め

⁴⁹ Ibid., p.481.

⁵⁰ *Discours et messages, [5], janvier 1966-avril 1969*, Paris plon, p.233.

る為の調停者としての役割であった。

ドゥ・ゴールが政権に就いた後、イスラエル重視という偏った政策からアラブ諸国との関係において、イスラエルに対するフランスの政策は相対化される。イスラエルとは、武器や航空機の輸出が継続的に行われるなど、商業分野⁵¹、また、文化の分野⁵²において、関係維持が図られる。ドゥ・ゴールの下、フランスはイスラエルに防衛目的の武器供与は継続して行いが⁵³、ドゥ・ゴールは政権に就いてから、特に、軍事部門、核分野において、イスラエルとの緊密な関係を取り止めることを要求する。

1961年7月10日付のフランスとイスラエルに関するフランス政府の報告⁵⁴に、フランスの依頼により、イスラエル首相は、フランスから明確な軍事協力を得たらしいという印象を与える記事、また、フランス大統領によって述べられた言葉の解釈を主に根拠として、フランスとイスラエルの真の「同盟」を想起させるような記事がイスラエルの新聞に掲載されているとある。イギリスのエコノミスト紙は、フランスとイスラエル間の正式な同盟を既定の事実として捉えている、とフランス政府は分析している。大臣官房あるいは、イスラエル首相とドゥ・ゴールの会談を担当した書記官の文書において、イスラエルの新聞にあったようなドゥ・ゴールの発言の形跡は見出されなかったとのことである⁵⁵。このような新聞報道に関し、フランス政府は、フランスとイスラエルの関係において、新たなものは何もないことを明確にすることが望ましいとする。

⁵¹ Sylvia K. Crosbie, *A tacit alliance: France and Israel from Suez to the Six Day War*, Princeton, New Jersey, Princeton University Press, 1974, p.152.

⁵² *DDF, 1961, Tome I*, no.276, p.746. フランス外相クーヴ・ドゥ・ミュルヴィルとゴルダ・メイア (Golda Meir) 外相との会談において、ゴルダ・メイアはフランスとイスラエルの文化委員会の開催に満足していると述べる。フランス・イスラエル文化委員会は1959年11月30日の文化協定に基づく。1961年5月29日から30日にかけてパリで文化委員会第二回目のセッションが行われた。

⁵³ *Discours et messages, [5], janvier 1966-avril 1969*, Paris plon, p.233. 防衛の可能性の為、イスラエルが発注した武器をフランスは供給した。しかし、同時にフランスはイスラエル政府に対し、特に、ヨルダン川の水の分流に関する紛争、アラブとイスラエルの軍の定期的な対立に関して、助言を惜しまなかったという。Ibid.,p.233.

⁵⁴ *DDF, 1961, Tome II*, no.20, p.73.

⁵⁵ Ibid., p.74 註(1) 参照。

フランスは、イスラエルとの軍事的な緊密関係があるという印象を国際社会に与えることを避けたい。フランスが中東において「調停者」としての役割に存在意義を見出すのであれば、イスラエルとアラブ諸国に対し、どちらか一方と政治的・軍事的な繋がりが強い印象を与えることは、イスラエルとアラブ諸国に不信感を与え、「調停者」として中東において、フランスの外交余地を確保することを困難にする。

1962年10月までは、イスラエルとアラブ間の紛争が生じた場合のフランス軍介入の可能性について、フランスとイスラエルの参謀部で検討が行われていたという⁵⁶。しかし、1962年11月に会談は中断される。ドゥ・ゴールは、イスラエルとの軍事協力参画の構想に対し、明確に望ましくないという姿勢を示した⁵⁷。

イスラエルは、フランスに対し、安全の保証を求める。イスラエルは、アラブをイスラエルの安全に対する脅威と見なす⁵⁸。そして、イスラエルを取り巻く情勢に懸念を示していた。アラブ諸国に対するソヴィエトの大規模な武器の引き渡しについて、中東における武器の均衡の修正を目差すものであると非難する⁵⁹。イスラエルはアルジェリア問題解決後のフランスのイスラエル政策が変わるのではないかという懸念を示す。1955年以来、イスラエルの防衛に必要不可欠な武器を供給する責任を引き受けているのはフランスであるというイスラエル側の発言が示すとおり、イスラエルは、自国の安全を保証する国家としてフランスとの関係を依然として重視していた。

1964年6月29日のドゥ・ゴールとイスラエル首相のレヴィ・エシュコル(Lévi

⁵⁶ Maurice Vaïsse, *La grandeur, politique étrangère du général de Gaulle 1958-1969*, Paris, Fayard, 1998, p.625.

⁵⁷ イスラエルとアラブ間の紛争という仮定について、フランスの参謀部とイスラエルの参謀部、イスラエル軍担当官と話し合いを持たせることもすべきではない。このような会談は曖昧さを作り、いかなる利点もなさない、とドゥ・ゴールは述べる。また、6月4日には、まるでフランスが何かに参画するようなものとして行われるそれらの参謀部の会談は容認できない。参謀部の会談は絶対に中止すべき、と述べたという。Ibid., p.626.

⁵⁸ *DDF, 1962, Tome I*, no.135, p.440.

⁵⁹ Ibid., no.135.

Eshkol) の会談が行われる。ドゥ・ゴールは中東の均衡を維持する為に、イスラエルの存在が「良識、理性、全体的な均衡の要素⁶⁰」であることが必要であるという見解を示す。ドゥ・ゴールは、中東におけるアラブ諸国との関係において、イスラエルに中東のバランスを維持する役割を見出す。また、ドゥ・ゴールはアラブに対して、我慢強く、穏健であることをイスラエルに望む⁶¹。レヴィ・エシュコル首相は「エジプトへのソヴィエトによるアスワンハイダム建設援助や、アラブ諸国への武器援助に言及し、イスラエルの破壊を許さないということを明確に示す西側陣営の大国の宣言はイスラエルの世論に大きな励ましを持ちをもたらし」と述べる⁶²。それに対し、ドゥ・ゴールは、「イスラエルへの愛着を表す為に、フルシチョフ氏と同じことはしない⁶³」と説明する。フランスは、イスラエルかアラブ諸国かという二者択一の選択をしない。どちらか一方の関係維持に偏るのではなく、イスラエルとアラブ諸国双方の間で「均衡」を保つ外交を展開し、中東のデタントを導くことにフランスの存在意義を見出す。

イスラエルが安全に関する不安を述べるのに対し、ドゥ・ゴールは、もし、イスラエルが攻撃されれば、イスラエルの側に立つが、イスラエルの安全が脅かされるようなことは起こらないという考えを示す⁶⁴。「世界は、イスラエルの存在を習慣化し、イスラエルが存在するという考えを認めている。アラブ諸国自身はイスラエルを認めており、アラブ諸国がイスラエル国家を、今、破壊することを望んでいるとは思わない。イスラエルに対する脅威は今日、もはや現実ではない」と述べる。イスラエルにとって、アラブは脅威ではないと伝え、フランスはイスラエルを説得する。イスラエルのアラブ諸国に対する不信を払

⁶⁰ *DDF, 1964, Tome I*, no.286, p.667.

⁶¹ *Ibid.*, p.667.

⁶² *Ibid.*, p.668.

⁶³ ニキータ・セルゲーイエヴィチ・フルシチョフ (Nikita Sergueïevitch Khrouchtchev) 党第一書記は、動揺を作りたいと望み、支持者を獲得したい。それゆえ、フルシチョフはアラブにおもねる声明を発表するのだ、とドゥ・ゴールは述べる。*DDF, 1964, Tome I*, no. 286, p.668.

⁶⁴ *Ibid.*, p.671.

拭し、中東情勢の不安定化を回避しようとする「調停者」としてのフランスの意識が表れている⁶⁵。米ソ二極構造打破と対米従属関係脱却を目標とした外交を追求するうえで、フランスはアラブ諸国とイスラエルの間で均衡外交を行う必要があった。中東におけるアラブ諸国の勢力拡大を抑える役割を果たす、イスラエルのバランスーとしての存在がなければ、フランスが行う均衡外交は中東において機能しない。アラブ諸国の勢力拡大と比例してソヴィエトの影響力が中東全体に及ぶ可能性を中東におけるバランスーであるイスラエルの存在が抑制する。中東におけるソヴィエトの影響力を抑えることにも繋がり、中東のバランスを保つ役割を持つとフランスが見なしたイスラエルとの良好な関係を維持しながら、同時に、アラブ諸国とも関係を築くことにより、中東におけるフランスの外交余地を確保することが可能となる。

(2) イスラエルとの核協力

スエズ介入の後、1956年12月、原子力エネルギー委員会（CEA）とそれに相当するイスラエル機関の間で原子炉と自然ウラン供給の為の協定が締結される。1957年8月21日、核兵器製造の為の2国間協定を締結する。しかし、1958年6月17日、ドゥ・ゴールの下、防衛委員会は、軍事目的の核兵器開発の分野に関して外国とのあらゆる協力を中止することを決定する⁶⁶。

アメリカはイスラエルによる核拡散を懸念する⁶⁷。1961年5月と1962年10月、米がディモナ（Dimona）の原子炉視察を要求している。イスラエルは米との平穏を保つという理由で米の要求を受け入れる。しかし、米は1年に2回原子炉視察に訪れたいと考えていた。イスラエルは、この米の要求に怒りを隠すことができなかったと発言する。イスラエルに対する米の恒久的管理はイスラ

⁶⁵ フランスのイスラエルに対する政策は、現実主義、平和共存、領土保全と独立の相互尊重の原則を基に展開されることを、1964年11月17日、ドゥ・ゴールはヨルダン国王に説明したとのことである Maurice Vaïsse, *La grandeur, politique étrangère du général de Gaulle 1958-1969*, Paris, Fayard, 1998, p.627.

⁶⁶ *Ibid.*, p.621.

⁶⁷ アメリカのイスラエルによる核拡散の懸念表明、それに対するイスラエルの反応は、*DDF, 1963, Tome I*, no.212, pp.628-629.を参照。

エルが受け入れられないことであった。「イスラエルは衛星国ではない。イスラエルは恒久的な管理は望まない」と述べる。その後、ジョン・F・ケネディ（John F. Kennedy）大統領はベン・グリオン（David Ben Gurion）首相に私的な書簡を書いている⁶⁸。「通常兵器ではない兵器の拡散」を前にしたケネディの心配を表明している。しかし、イスラエルは、イスラエルに供給するウランに対する管理を保証するのはフランスであるという姿勢を示す。フランスは核協力において、イスラエルとの緊密な関係を修正するが、イスラエルは、自国の安全を保証する国家は依然としてフランスであると見なしていた。

ドゥ・ゴールとベン・グリオンとの会談⁶⁹において、ベン・グリオンは、ソヴィエトの支援によるエジプトの軍備加速がイスラエルの安全の脅威となっていることを述べる。戦争を避ける為、イスラエルは十分な抑止力保有を望む。それに対し、ドゥ・ゴールはイスラエルとの核協力は国際社会においてフランスの核保有国参入を不可能にするという見解を示す。ドゥ・ゴールにとって、独自核の保有はフランスの自立に欠かせない。アメリカが核拡散に対する懸念を示すイスラエルと核協力を行うことは、独自核の保有に向けたフランスの動きに対する阻害要因となる。イスラエルとの核協力は、もはや、フランスの国益と合致するものではなかった。

おわりに

レバノンの介入問題について、フランスは米英仏による協議を意図していた。米英二大国と対等な立場で、国際社会における問題に対し、米英と共同で対処し、フランスの国際的責任を担うことを目差す。しかし、フランスが影響力を持つレバノンへの介入決定において、米英は、フランスと事前協議を行うことはなかった。米英によるレバノンとヨルダンへの介入を決定する過程において、

⁶⁸ Ibid., p.628.

⁶⁹ Maurice Vaïsse, *La grandeur, politique étrangère du général de Gaulle 1958-1969*, Paris, Fayard, 1998, pp.622-623.

フランスは排除された格好となった。米英への憤りを感じたフランスは、仏米英が対等な立場で世界的戦略の決定に参画できる状況へ改善することに努めるが、1958年9月のメモランダムにおいて、ドゥ・ゴールが訴えた仏米英共同管理は実現しない。フランスと欧州に直接的影響を及ぼす中東とアフリカに対し、フランスは米英に従属しない新たな戦略で国際的責務を果たさなければならない。米ソ二極構造打破、対米従属関係脱却というフランスの外交目標を実現する為、フランス政府はイスラエルとアラブ諸国に対する「均衡外交」を行い、両者における調停役というフランスの役割を見出す。フランスは、イスラエルの安全を保証することを明確に表明し、同時にアラブ諸国とも接近を図る。フランスはイスラエルとアラブ諸国両者のどちらか一方に偏向した政策を行わない。中東において生じる問題が米ソ二極構造に組み込まれることがないようにイスラエルとアラブ諸国双方に対する外交余地の拡大と維持の観点から中東政策を展開する。しかし、ドゥ・ゴール時代のフランスが望んだ方向に中東情勢は進まない。イスラエルとアラブ諸国の間で第三次中東戦争（6日間戦争）が発生する。1967年の第三次中東戦争において、フランスとイスラエルの協力関係に決定的な変化がもたらされる。第三次中東戦争に至るまでのイスラエルとアラブ諸国の動き、その間のフランス政府の行動、第三次中東戦争に対するフランス政府の対応が、どのような戦略に基づいて展開されたのかという点については、今後の検討課題としたい。